平成２５年（フ）第１３２９号
大阪府寝屋川市香里南之町１番24―204号
債務者　杉山佳穂こと　鄭　　葉子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７３２号
大阪府茨木市春日４丁目９番20号　三共マンション101号
債務者　穂坂　滋明
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８３６号
大阪市東淀川区東中島１丁目14番23号　成光マンション308号、前住所大阪市東淀川区東中島１丁目21番２―905号
債務者　戸練　正人
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８４９号
大阪市東淀川区豊里５丁目16番８―206号
債務者　兼松　好恵
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８５７号
大阪府門真市野里町15番22号、前住所大阪府大東市大東町５番31号
債務者　森井　房子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３号
山口市今井町６番14号
債務者　藤田　秀子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２７６号
茨城県猿島郡境町大字若林567番地の２
破産者　有限会社相模屋
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１１５１号
千葉市美浜区高洲２丁目８番４棟110号
破産者　稲垣　富一
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５２号
千葉市美浜区高洲２丁目８番４棟110号
破産者　稲垣　菊江
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０８号
千葉市中央区中央４丁目12番12号
破産者　テスコシステムズ株式会社
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０９号
千葉市若葉区若松町531番地81　グリーンパレスハヤシ503号
破産者　石橋　俊二
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３５号
千葉県八街市八街ほ287番地
破産者　土屋　朋之
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３５２号
福井市若杉４丁目312番地
破産者　花盛建設有限会社
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８８号
福井市羽水１丁目511番地
破産者　コーシン商事株式会社
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８２０号
名古屋市東区泉１丁目３番25号
破産者　株式会社芝一
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４号
名古屋市港区辰巳町41番26号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市港区辰巳町32番25号
破産者　有限会社神谷建設
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２１８号
京都市山科区音羽西林１山科グランドハイツ705号
破産者　有限会社興和工業
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５７９号
大阪府岸和田市春木北浜町２番18号
破産者　株式会社赤井工務店
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５６６号
神戸市北区鈴蘭台東町４丁目３番45号
破産者　株式会社大昌
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４７号
兵庫県神崎郡市川町上瀬加1748番地
破産者　丸十化成株式会社
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８８号
島根県大田市大田町大田ハ240番地
破産者　有限会社料亭福乃家
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部